

令和7年3月13日（木曜日）

議事日程 第2号

令和7年3月13日（木曜日）午後2時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番・9番）
- 日程第 2 議案第26号 令和7年度川場村一般会計予算について
- 日程第 3 議案第27号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 4 議案第28号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 5 議案第29号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 6 議案第30号 令和7年度川場村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第31号 令和7年度川場村下水道事業会計予算について
- 日程第 8 議案第32号 川場村観光レクリエーション施設かたるべの家（吉右衛門館）の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第33号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第34号 川場村スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第35号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第36号 村道路線の認定について
- 日程第13 議案第37号 川場村第5次総合計画について
- 日程第14 議案第38号 川場村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第39号 川場村監査委員の選任について
- 日程第16 議案第40号 川場村デジタル田園都市国家構想総合戦略について
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 閉会中の継続調査申出について
- 日程第19 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

1 番	栗 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番	宮 内 好 美 君	4 番	細 谷 市 衛 君
5 番	角 田 文 雄 君	6 番	丸 山 敏 雄 君
7 番	津久井 俊 雄 君	8 番	星 野 孝 之 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	角 田 圭 一 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	戸 部 正 紀 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	小 菅 喜 仁 君	田園整備課長	横 坂 徹 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎開 議

午後２時００分開議

○事務局長（今井 忠君） ただいまから令和７年第１回川場村議会定例会最終日の会議が開かれます。

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は１０名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において８番星野議員、９番黒田議員を指名いたします。

◎日程第２ 議案第２６号 令和７年度川場村一般会計予算について

◎日程第３ 議案第２７号 令和７年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第４ 議案第２８号 令和７年度川場村介護保険事業特別会計予算について

◎日程第５ 議案第２９号 令和７年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第６ 議案第３０号 令和７年度川場村簡易水道事業会計予算について

◎日程第７ 議案第３１号 令和７年度川場村下水道事業会計予算について

○議長（小菅秋雄君） 日程第２、議案第２６号 令和７年度川場村一般会計予算についての件から日程第７、議案第３１号 令和７年度川場村下水道事業会計予算についての件までの６件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長星野議員。

〔予算審査特別委員長 星野孝之君発言〕

○予算審査特別委員長（星野孝之君） 報告いたします。

去る３月５日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案第２６号 令和７年度川場村一般会計予算から議案第３１号 令和７年度川場村下水道事業会計予算までの６件についての慎重に審査をした経過と結果をご報告いたします。

なお、本委員会は今般員をもつて構成する特別委員会でありまふので、審査の過程での詳細な報告は省略させていただきます。

まず、審査の経過でありますが、本委員会は、３月１１日、議場において、村長、副村長、教育長、各課長、室長、事務局長に出席を求め、予算書に基づいて委員質疑を中心に集中審査を行いました。

令和7年度川場村一般会計予算額は29億1,576万2,000円で、前年度当初予算と比較して8億5,610万5,000円の減で、率にして22.7%の減であります。

それでは、審査の経過で議論となりました主な事項について簡単に報告いたします。

まず、一般会計歳入については、村民税の増加理由は、教育スポーツ施設使用料の内訳は、土地建物等貸付収入の内訳は、歳出においては、アナログ規制の点検見直し支援事業委託料の詳細について、ふるさと納税特典経費の内訳は、空き家バンク物件事前調査費について、小規模農村整備事業の施工箇所は、地籍調査委託の今後の計画は、令和7年度の公債費率の見込みはなど、質疑がなされました。

次に、特別会計及び公営企業会計でございますが、各会計ごとに質疑を行いました。どの会計も問題はなく、適切であると認めます。

本委員会は、国県等から補助金交付金を生かした予算編成の努力を評価しつつ、予算執行に当たっては、費用対効果及び緊急性を十分に考慮すべきと要望し、令和7年度川場村一般会計は賛成多数、特別会計3件及び公営企業会計2件の予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） 以上で委員長の審査結果報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第26号 令和7年度川場村一般会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。

1番栗原議員。（「失礼しました」の声あり）質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

栗原議員、反対でよろしいですか。（「はい」の声あり）では、お願いします。

○1番（栗原達也君） 一般会計予算について、委員長報告に対して反対の立場から討論を行います。

一昨日の予算審査特別委員会で申し上げたとおり、まず1点目は、歳入の16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入が、前年度同様1,000円で計上されており、令和5年の11月に総務文教常任委員会を開催した時点の説明では、公有財産である未利用地を不動産鑑定士に依頼し、適正な価格で公募にかけ収入に充てていきたいという説明がありましたが、本年度も本年度予算に何ら反映されておらず、昨年と同様1,000円が計上されております。また、鑑定士にも依頼はしていないとの答弁でした。これは到底容認できません。

2点目は、7款観光費1項商工費2目観光費11節役務費の公衆便所火災保険料も、昨年予算審査特別委員会で質問した時点では、今後精査し検討させていただくという答弁でしたので、今回改めて質問したところ、検討はしたが結論には達していないとのことで、6年度と同額の金額が計上されています。いつになれば結論が出るのでしょうか。これも容認できません。

以上のことから、私の反対討論を終わりといたします。

○議長（小菅秋雄君） ほかに反対討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで討論を終わります。

これより議案第26号 令和7年度川場村一般会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２８号 令和７年度川場村介護保険事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号 令和７年度川場村後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２９号 令和７年度川場村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号 令和７年度川場村簡易水道事業会計予算についての質疑を行います。

なお、質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３０号 令和７年度川場村簡易水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和7年度川場村下水道事業会計予算についての質疑を行います。

この質疑は委員長の報告に対してお願いします。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号 令和7年度川場村下水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号 川場村観光レクリエーション施設かたるべの家（吉右衛門館）の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第32号 川場村観光レクリエーション施設かたるべの家（吉右衛門館）の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第32号 川場村観光レクリエーション施設かたるべの家（吉右衛門館）の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定管理期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

この指定は、川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらずに候補者の選定を行い、本年1月24日開催の川場村指定管理者選定委員会において、株式会社世田谷川場ふるさと公社が指定管理者として選定されました。株式会社世田谷川場ふるさと公社は、現在かたるべの家において食事どころ名主の館を営業しており、地元食材を使用した料理を

提供し、好評を得ております。また、施設管理面におきましても、歴史的建造物を保存しながら有効に活用しております。

また、指定管理の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号 川場村観光レクリエーション施設かたるべの家（吉右衛門館）の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第33号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第33号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定管理期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理候補者の選定につきましては、本年1月24日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、株式会社もりの遊苑地が選定されております。株式会社もりの遊苑地は、現在、指定管理者として本施設を管理をしており、施設の管理及び利用者の増加等、実績を残していることから、今後も施設の有効な利活用が期待されるところでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号 川場村桐の木平キャンプ場の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第34号 川場村スポーツ施設の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第34号 川場村スポーツ施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております川場村スポーツ施設の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

川場村体育館、川場村テニスコート、川場村スポーツ公園の指定管理期間が終了することに加え、令和6年度に直営で予約管理等を行っていたスポーツ広場及び川場中学校の廃校に伴い、社会体育施設として管理運営を行うこととなる中学校体育館、武道場、校庭についても新たに指定管理者の指定を行いたいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

この指定は、川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらずに候補者の選定を行い、本年1月24日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、NPO法人川場村スポーツクラブが選定されました。NPO法人川場村スポーツクラブは、川場村武道館の指定管理者として運営実績があり、スポーツ交流事業やイベントの企画を展開し、スポ

ーツによる村の地域活性化と、村民の健康増進、体力向上に積極的に取り組んでおります。

なお、指定管理につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年であります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号 川場村スポーツ施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第35号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第35号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第35号、通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定管理期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

この指定は、川場村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらずに候補者の選定を行い、本年1月24日開催の川場村指定管理者選定委員会において、社会福祉法人川場村社会福祉協議会が指定管理者として選定をされました。社会福祉法人川場村社会福祉協議会は、長年にわたる老人福祉への貢献度とデイサービスセンターの管理運営における経験と実績を有している法人であります。

なお、指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号 通所介護施設「川場村老人デイサービスセンター」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第36号 村道路線の認定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第36号 村道路線の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第36号 村道路線の認定について、提案説明を申し上げます。

村道富士見橋線が群馬県より移管されたことに伴い、1路線を道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番角田議員。

○5番（角田文雄君） この村道路線の関係は大変重要だと思うんですが、長さや幅員を教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

○田園整備課長（横坂 徹君） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

まず、延長につきましては44.6メートル、幅員については3.2メートルから5.5メートル。
以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5番角田議員。

○5番（角田文雄君） 前の回のときも質問したんですけれども、どこかにこれを記述してもらえば、
こういう質問をしないんだけど、次回からはそういうことでお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

○田園整備課長（横坂 徹君） 台帳の本物には記載がありますので、今度はそちらのほうを添付さ
せていただくようにします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

○5番（角田文雄君） よろしくをお願いします。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番千木良議員。

○2番（千木良澄夫君） 提案理由の説明の中に、群馬県からの移管に伴いとありますが、新しい橋
については、かなり前に県のほうで整備をして不要になった橋と思われますが、これを受ける理由な
りいきさつをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

○田園整備課長（横坂 徹君） 令和6年度中に土木のほうで台帳の点検を行っていた際に、村に移
管をしたかどうかという書類が見つからないということで、まだ土木のほうで所管になっていること
が発覚しまして、こちらについてはもう管理をしないので、村のほうに移管をしたいという旨、6年
度中に土木事務所のほうから依頼がありまして、川場村のほうで台帳に取り込みまして、今回提案を
させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

○2番（千木良澄夫君） 県のほうの台帳整備で発覚したということですが、このような危険な橋を
わざわざ村がもらう必要はないのかなと。県のほうで廃止していただければよいと思いますが、どう
でしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

○田園整備課長（横坂 徹君） 今後ちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ここで暫時休憩を取ります。

午後２時３１分休憩

午後２時３６分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田園整備課長。

○田園整備課長（横坂 徹君） 先ほどの回答についてもう一度確認をしたところ、以前から橋は川場村に移管されておりまして、書類上引き受けて認定というものを正式に今回行いましたので、また地域の方も利用しておりますので、村道として今回認定をさせていただけるよう議案として上げさせていただきました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ２番千木良議員。

○２番（千木良澄夫君） 分かりました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３６号 村道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第３７号 川場村第５次総合計画について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１３、議案第３７号 川場村第５次総合計画についての件を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第３７号 川場村第５次総合計画について、提案説明を申し上げます。

本件は、現行の第４次総合計画の計画期間が令和６年度で終了となることから、引き続きとなる令

和16年度までの10年間の計画を策定するものであります。

過日開催されました川場村第5次総合計画審議会でお諮りいたしましたとおり、今後の10年間の村政のあらゆる分野を対象といたしました、総合的かつ計画的な村づくりの指針を定める内容となっております。

川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を得るため提案させていただくものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号 川場村第5次総合計画についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第38号 川場村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第38号 川場村固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小菅秋雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第38号 川場村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て市町村長が選任するとされております。

原澤順一氏は、人格識見も高く、税務の実情にも通じた方であり、平成28年より固定資産評価審

査委員会の委員として３期９年間ご尽力をいただきました。本年４月３０日に任期満了となりますので、再任をお願いしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３８号 川場村固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第１５ 議案第３９号 川場村監査委員の選任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１５、議案第３９号 川場村監査委員の選任についての件を議題いたします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小菅秋雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第３９号 川場村監査委員の選任について、提案説明を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第１９６条第１項の規定により、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経理管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任するとされております。

宮内 実氏は、人格識見も高く、監査の実情にも通じた方でありますので、監査委員として選任したく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番宮内議員。

○3番（宮内好美君） 1点お伺いします。

この方は、現在、観光協会の専務をされているかと思います。観光協会自体は高額の補助金を得て運営される団体でございます。この役職の方が監査委員を務めるということは、先ほどの村長の説明では高潔、識見ともに高いということですから、適しているというご判断での提案であるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

○村長（外山京太郎君） ただいま宮内議員が申されましたが、観光協会の専務理事を務めているのは事実でございますが、監査委員としては、述べましたように識見も高く、しっかりと監査をしていただくということをお願いをできる人物でありますので、議員皆様のご理解をいただきたいと思います。おります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

○3番（宮内好美君） 分かりました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号 川場村監査委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小菅秋雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第16 議案第40号 川場村デジタル田園都市国家構想総合戦略について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、議案第40号 川場村デジタル田園都市国家構想総合戦略につ

いての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第４０号 川場村デジタル田園都市国家構想総合戦略について、提案説明を申し上げます。

本件は、現行の第２期川場村まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和６年度で終了となることから、引き続きとなる令和９年度までの３年間の計画を策定するものであります。

国においては、既にデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されており、本村においても国の総合戦略を勘案するとともに、第５次川場村総合計画との整合を図り、デジタルの力を活用した施策を盛り込んだ川場村デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定する必要があります。

川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例第２条第２号の規定に基づき、議会の議決を得るため提案させていただくものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４０号 川場村デジタル田園都市国家構想総合戦略についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（小菅秋雄君） 日程第１７、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての提案説明を申し上げます。

本村の人権擁護委員であります小林正弘氏が令和７年６月３０日をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として小林氏を再度推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

小林氏は、人権識見も高く、広く社会の実情に通じた方であることから、候補者に最適な方と考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認めることに決定いたしました。

◎日程第１８ 閉会中の継続調査申出について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１８、閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付した申出書写しのとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第１９ 字句等の整理委任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第19、字句等の整理委任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会で議決された事件について、その字句等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 村長から発言の申出がありますので、これを許します。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位のご理解とご協力によりまして、慎重審議の上、いずれも原案のとおりご決定をいただきましたことに対し、心より御礼を申し上げます。

また、令和7年度川場村一般会計予算をはじめ特別会計予算等につきましては、予算審査特別委員会の設置によりご審議をいただきました。委員会の運営に当たっての星野委員長のご苦勞と委員各位の細部にわたってのご熱心な審査に感謝を申し上げます。

さて、川場学園校舎の建設事業であります、2か年にわたる整備事業が終了いたしまして、いよいよ4月から小中一貫校として新たに川場学園がスタートいたします。これに関連をいたしまして、今月21日には小学校、中学校の閉校式がそれぞれ行われます。そして4月7日には、川場学園の開校式が挙行される運びとなっております。少子高齢化に端を発する小中一貫教育への移行であります、川場村ならではの、また、川場だからこそできる学校運営を図り、村の宝である子供たちが大人になったときに、川場村で生まれ育ったことを誇りに思えるような教育運営に努めてまいりたいと考えております。

また、閉校となる現中学校の施設につきましては、村有志の皆様を中心に、今後の有効な利活用を図るための計画づくりをしていただいているところでありますが、村の新たなにぎわい施設となるよう生かしていくことが今後の大きな課題でもあります。旧中学校校舎としてのお別れと、生まれ変わった後の将来に向けての利活用をPRのため、5月24日をメインにバイバイフェスの開催が企画をされております。議員各位にもぜひとも参加をお願いするところであります。

例年にない降雪に見舞われ、今なお寒暖の差が激しい日々が繰り返されておりますが、議員各位に

おかれましては健康にご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、多方面におきましてのご活躍を心からご期待を申し上げ、本定例会の閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月5日に開会され、本日までの9日間にわたり、新年度予算並びに条例改正、人事案件など、上程されました全ての案件を滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

終始ご熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑なる議会運営にご協力を賜りました執行部の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

私たち議員は、開かれた議会を目指しつつ、議会議員として村民の負託に応え、村の施策に対する提言などを積極的に行い、執行部と連携して、村民の皆様が安心して暮らせる、魅力あふれる川場村らしい村づくりに取り組んでまいる所存であります。

また、執行部におかれましても、4月から新体制となりますが、より一層村民の安全と村政の発展のために英知を絞ってご尽力賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではありますが閉会の挨拶いたします。

◎閉 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和7年第1回川場村議会定例会を閉会いたします。

午後2時58分閉会